

不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方検討委員会報告（概要）

1 本委員会の検討事項

本委員会においては、平成30年度に設置された「武蔵野市不登校対策検討委員会」からの報告を踏まえて、不登校児童生徒の学びの場のあり方、フリースクールとの連携について、教育委員会事務局を中心に実務者による検討を行った。

2 不登校児童生徒の学びの場のあり方について

(1) 基本的な考え方

- ① 不登校は、本人の心理状態、友人や教員との人間関係、学業不振、家庭環境など複合的な原因により生じている。本人の状態に応じた指導支援を行うことのできる多様な学びの場を用意する必要がある。
- ② 長期にわたる不登校の児童生徒は心理的に不安定な状態になりやすく、生活リズムも崩れがちであることから、本人や家庭への訪問支援などのアウトリーチを含めた長期的かつ継続的な相談支援を行う必要がある。
- ③ 現在の適応指導教室チャレンジルームにおいて、可能な機能強化として、ICT機器の導入による指導の充実や発達に課題のある児童生徒への指導スキル向上を図る必要がある。
- ④ 不登校児童生徒の増加、通所の利便性と安全性、多様なニーズに応じた指導支援を行う必要性を踏まえて、学びの場は全市的な視点から複数箇所に設置することが望ましい。

(2) 学びの場に関する具体的な取り組み

本委員会では上記の基本的な考え方を踏まえて、以下の取り組みを提言する。

1 適応指導教室チャレンジルームの機能強化

タブレットや電子黒板などのICT機器の導入、指導員への実践的な研修の拡充、保護者への情報提供などを通じて、指導支援環境の充実を図る必要がある。

2 新しい学びの場の開設

適応指導教室チャレンジルームにはなじめない長期にわたる不登校の中学生を主な対象として、市立中学校で生徒の状態を把握できる義務教育の時点において、高等学校等への進学後を見据えた相談支援を行う新しい学びの場を開設することを優先的に検討することが望ましい。

安心できる居場所機能を第一に考えたうえで、民間事業者のノウハウも取り入れ、学習支援に加えて、仲間づくりやキャリア教育を通じて、将来の社会的自立も視野に入れた支援を行うことが望まれる。学校・スクールソーシャルワーカーと連携して、本人や保護者への訪問支援などのアウトリーチも重要な取り組みと考えられる。

市全体の公共施設の再構築が求められる中、新施設の早急な整備は難しい状況にあるが、既存公共施設の活用や民間施設の賃借などにより、新しい学びの場の早期開設を目指すことが望まれる。開設後は、運営状況を検証してその後の事業展開につなげる。

3 校内チャレンジルーム（仮称）による支援

小学校の段階は早期の対応が重要であり、保健室での支援に加えて、教育相談室や特別支援教室などの場を使用していない曜日に「校内チャレンジルーム（仮称）」として有効活用することも視野に入れた体制づくりが必要である。その体制づくりのために「家庭と子どもの支援員」の配置拡充と支援の質の向上による対応を図る必要がある。

4 ICT等を活用した自宅学習への対応

学校・市教育委員会において、ICT等を活用した自宅学習を多様な学びの場の一つとして捉えて対応することが望まれる。

5 学びの場につなげる支援の拡充

不登校児童生徒への早期対応を図るとともに、必要に応じて関係機関との連携を図り、学校や学校以外の学びの場につなぐ役割がますます重要になることから、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充する必要がある。

6 保護者の集いの継続的实施

チャレンジルームや若者サポート事業など市の取り組みの情報提供に加え、高等学校等への進路状況やフリースクールなどの情報提供も必要性が高い。保護者同士の交流の場についても、思いの共有や孤立感の緩和などが期待されることから、継続的な取り組みが望まれる。

3 フリースクールとの連携について

(1) 基本的な考え方

- ① フリースクールに通う義務教育段階の子どもは、学校・市教育委員会が責任をもって関わるべき児童生徒である。教育機会確保法の趣旨を踏まえて、本人と保護者の意向を尊重しながら、学習活動の把握に努め、学習や進路選択などに必要な情報の提供、助言その他の支援を行う必要がある。
- ② 不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にしないと示した文部科学省の基本指針を踏まえ、児童生徒の学習意欲に応えるとともに、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、将来の社会的自立を目指すよう支援する必要がある。
- ③ フリースクールは、多様化する不登校児童生徒のニーズに応じた柔軟な相談支援を行っている。学校・市教育委員会はフリースクールの活動内容をより深く理解し、ともに子どもを支援するパートナーとしての関係づくりに努めることが望ましい。
- ④ フリースクールに通う児童生徒への経済的支援については、自主的かつ広域的に活動しているフリースクールの特性を踏まえて、国や都の動向も注視しながら対応することが望ましい。

(2) フリースクールとの連携に関する取り組み事項

(1)の基本的な考え方に基づき、フリースクールとの連携において、学校・市教育委員会が行う具体的な取り組み事項と、パートナーとしての関係をつくるフリースクールの活動状況を把握するためのポイントを例示する。これらを踏まえ、市教育委員会は学校が適切な対応を図れるよう手引きを作成するなどの支援を行うことが望まれる。

【学校の取り組み事項（例）】

- 1 指導要録上の出席扱いや通学定期券購入手続きなどについて本人・保護者に説明する。
- 2 児童生徒が通うフリースクールのホームページ閲覧や施設見学を行い、活動内容を把握する。
- 3 フリースクールから定期的に活動報告を求め、適切な相談・支援内容が確認できた場合には、指導要録上の出席扱いとする。
- 4 スクールソーシャルワーカーを本人・保護者に紹介し、家庭と学校との連携やフリースクール訪問などを行う。
- 5 学校で使用しているプリント類について、保護者などを通じてフリースクールに提供し、学習活動の参考に供する。
- 6 当該児童生徒の支援会議を開催する際に、必要に応じてフリースクールの担当者にも参加を要請する。
- 7 定期的（学期に1回など）に本人・保護者と面談を行い、現状と今後の対応について共有する。
- 8 進級・卒業など進路相談を行う際に、フリースクールによる相談活動なども参考にする。
- 9 中学校卒業後の支援（市の若者サポート事業など）について本人・保護者に情報提供する。

【教育委員会の取り組み事項（例）】

- 1 スクールソーシャルワーカーなど教育委員会の職員が施設を訪問して情報共有を行うとともに、得られた情報を学校や保護者に提供する。
- 2 不登校に関する保護者向け講演会を行う際には、フリースクールの情報を提供する。
- 3 教育委員会が発行する不登校に関する資料に、フリースクールの情報を掲載する。
- 4 教員研修などにおいて、フリースクールについて理解を深める機会を設ける。
- 5 児童生徒の支援を行っているフリースクールとの意見交換の場を設け、学校や教育委員会との連携のあり方について意見交換を行う。

【フリースクールの活動状況を把握するためのポイント（例）】

- 1 活動理念を公開している。
- 2 支援体制、利用料金、施設内容を公開している。
- 3 一日の活動内容、年間行事、進路情報を公開している。
- 4 個別の支援計画を作成している。
- 5 教育相談・カウンセリング・進路相談を実施している。
- 6 保護者会を開催している。
- 7 一般公開日や説明会を開催し、学校や教育委員会が見学しやすい機会を設けている。
- 8 保護者の希望があれば、学校に支援内容を報告している。
- 9 児童生徒の在籍校の教員やスクールソーシャルワーカーの訪問を受け入れている。
- 10 児童生徒の在籍校の支援会議に担当者を派遣することができる。